

開会の宣言

事務局 只今から令和7年10月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、9番 濱田剛 委員と、10番 柏木伸夫 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんにお願いします。次回の会議について日程説明。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、4件でございます。「議案第1号、通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

■通り番1、2

9番委員 通り番1と2を続けて説明します。

まず、通り番1についてですが、申請地の1か所は森久集落の南に位置しております。もう1か所は小犬丸池の海側に位置しております。

譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんは、兄妹であります。■■さんは現在、市外にお住まいで耕作管理が出来ないということで、妹であります■■さんに贈与するものです。■■さんは現在も農業を営んでおりますので管理についても問題ないとと思われます。

| | |
|------|--|
| 9番委員 | <p>続きまして、通り番2についてですが、申請地の所在は清水町と吉木となっておりますが、農地は連坦した形になっております。場所は岩岳川の清水町橋から市役所方面に向かい、左に100m程入った所です。</p> <p>譲渡人の■■■■さんは東京都にお住まいで、ご自身で管理できないため、譲受人の■■■■さんに売却するものです。■■さんは申請地横に農地を所有しており、管理について特に問題ありません。</p> <p>2件とも関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議お願いします。</p> |
| 議長 | <p>議案第1号の通り番1と2について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p> |
| 議長 | <p>無いようでございますので、続きまして通り番3につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。</p> |
| 2番委員 | <p>■通り番3</p> <p>通り番3を説明します。</p> |
| 議長 | <p>譲渡人の■■さんが所有する下川底の集落にある空き家を■■■■さんが購入することになり、その家の前の道を挟んだ所にある畠を併せて買い受けるという案件です。</p> <p>■■さんの住所地が大野城市になっていますが、買い受けた家に移住し、畠については家庭菜園として活用することです。</p> <p>関係書類も揃っており、耕作管理についても特に問題もありませんのでご審議よろしくお願いします。</p> |
| 議長 | <p>議案第1号の通り番3について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p> |
| 議長 | <p>無いようでございますので、続きまして通り番4につきまして、地元委員より説明及び意見をお願いします。</p> |

| | |
|------|--|
| 7番委員 | <p>■通り番4 通り番4について説明します。 申請地は、岩屋活性化センターの横です。譲渡人の■■■ ■さんご両親が圃場整備に反対して未整備田のままで、 売却もしないとの意向でしたが、子どもさんの代になり、自身も遠方に住まわれており、帰郷も農業もする予定もないことから家と農地をセットで売却をしたいということで、今回の譲受人である■■■■さんに売却するものです。 申請地は以前から■■さんがソバを栽培しており、今後の管理についても問題ないと思われます。 関係書類も揃っており、特に問題もありませんのでご審議よろしくお願いします。</p> |
| 議長 | <p>議案第1号の通り番4について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p> |
| 議長 | <p>無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。</p> |
| 全員 | <p>異議なし</p> |
| 議長 | <p>全員異議なしのことですので、議案第1号は、全て原案通り可決いたします。</p> |
| 議長 | <p>続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、1件でございます。 「議案第2号、通り番1を、議案書をもとに朗読」</p> |

| | |
|-------|--|
| 議長 | 議案第2号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。 |
| 5番委員 | <p>■通り番1</p> <p>通り番1を説明します。</p> <p>申請地は昔の法務局があった付近で■■土地家屋調査士事務所の隣くらいです。管理できないことから譲受人の■■■さんで売却するものです。■■さん自身は土建業で重機や資材置場として利用することのことです。</p> <p>周辺に農地はなく特に影響もないと思われます。</p> <p>また、関係書類も揃っており、特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。</p> |
| 議長 | 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。 |
| 10番委員 | 質問ですが、■■さんは宇美町が住所地となっていますが、管理は大丈夫なのでしょうか。 |
| 事務局 | 譲渡人の■■さんは■■清掃社を経営しており、■■さんは現在でも■■清掃社に出入りしている受託業者で、その業務で利用されるとこのことありますので、管理についても特に問題はないと考えられます。 |
| 10番委員 | わかりました。 |
| 議長 | 事務局からの補足の説明がありましたが、他に意見、質問はありませんか。 |
| 議長 | 無いようでございますので、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、原案通り可決してよろしいですか。 |
| 全員 | 異議なし |
| 議長 | 全員異議なしとのことですので、議案第2号については、全て原案通り可決し県に進達いたします。 |

議案第3号

農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について

議長 議案第3号 農業振興地域計画変更申請に対する意見の決定についてですが、地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。
いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第3号の業振興地域計画変更申請に対する意見の決定について、原案通り承認してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 異議なしとのことですので、議案第3号については、原案通り承認することといたします。

閉会の宣言

10時15分閉会を宣言する。